

**愛媛県出資法人経営評価指針に基づく経営評価結果**  
【令和3年度】

愛媛県出資法人経営評価専門委員会

**1 令和3年度経営評価の進め方**

「愛媛県出資法人経営評価指針」（以下「指針」という。）に基づき、経営評価検証シートをもとに、21の出資法人及び県所管課による自己点検評価（1次評価）を踏まえ、必要に応じて出資法人及び県所管課に対して現地調査・ヒアリングを実施した上で、当委員会による外部評価（2次評価）を実施した。

《検討の経過》

実施日・期間	内 容	協議事項等
令和3年 6～7月	出資法人・県所管課による1次評価の実施	
10月4日	第1回経営評価専門委員会	・3年度の経営評価の進め方等について ・自己点検評価（1次評価）結果確認
	打合せ会	ヒアリング対象法人の選定
11月18日	現地調査・ヒアリング	松山観光港ターミナル(株)
11月19日	現地調査・ヒアリング	松山空港ビル(株)
令和4年 2月2日	第2回経営評価専門委員会	2次評価案の審議
3月	2次評価及び経営評価結果の公表	

**2 基本的取組事項**

指針に定める基本的取組事項に対する評価の総括は、次のとおりである。

**(1) 出資法人の自主性・自律性の向上**

**① 組織体制の見直し**

当委員会では、経営責任を明確にする観点から役員の常勤化を求めてきたが、令和2年度末において、常勤の役員を設置する法人は19法人と、前年度から増減はなかった。

また、各法人では、必要に応じ、柔軟で効率的な組織体制の構築や中長期的な視野に立ったプロパー職員の育成等の取組みを進めている。

**② 経営基盤の充実・強化**

**ア 経営状況**

令和2年度決算において、赤字を計上した出資法人は9法人と、前年度より1法人増加し、赤字額合計は前年度より24,683千円増の112,571千円となった。

このうち、単年度の赤字額が1千万円を超える法人の数は4法人となり、前年度

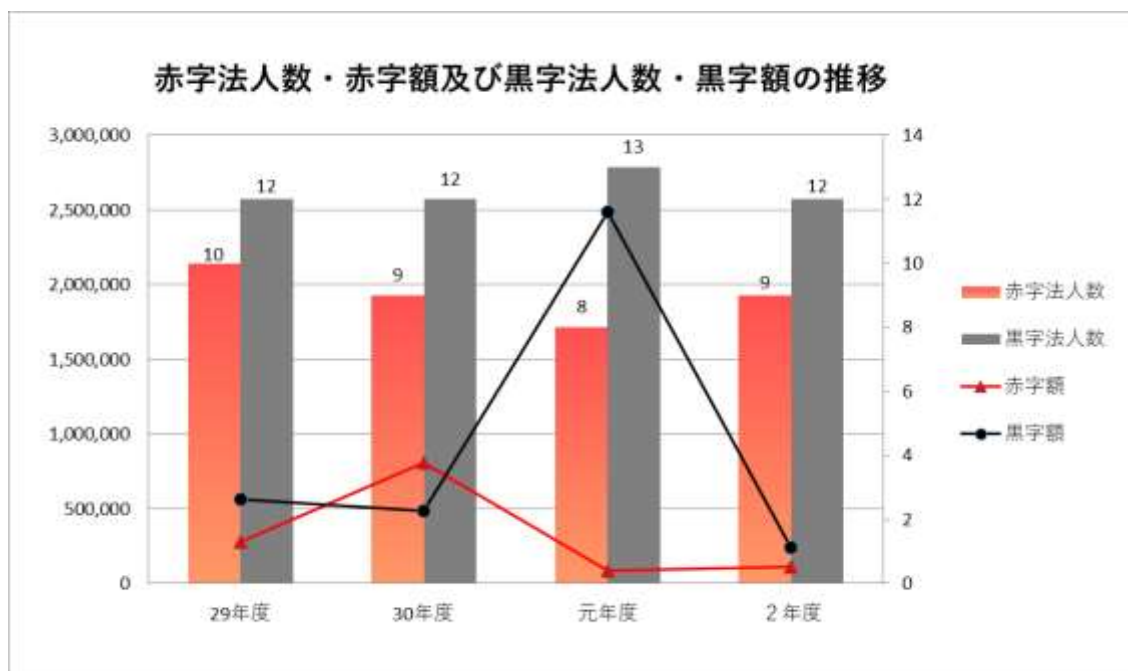
より1法人増加した。赤字の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収や、近年の低金利による基本財産運用益の減少などであり、当面は、ウィズコロナに対応した柔軟な事業運営を行いながら、経費の節減等に努め、収支の改善に取り組むことが求められる。また、一部の法人にあっては、長期化する低金利状態による基本財産運用益の減少に伴い、事業の見直しや自主財源の確保に向けた対策を強化する必要があると考えられる。

一方、黒字を計上した出資法人は12法人と前年から1法人減少し、黒字額合計は238,284千円となり、前年度の2,487,312千円から大きく減少したが、これは、令和元年度に、(一財)愛媛県廃棄物処理センターにおいて、解散・清算に向けた施設の解体撤去等に必要な経費として補助金を受け、令和元年度黒字額が2,138,804千円と一時的に大きく増加したことの反動による減少が主な要因である。なお、単年度の黒字額が1千万円を超える法人は4法人となっている。

また、令和2年度は、(公財)えひめ女性財団では、男性相談を開始して相談事業の拡充に取り組んだほか、(公財)えひめ農林漁業振興機構では、農林漁業の担い手支援としてオンライン就業相談を実施し、就農相談数等が増加するなど、各法人において、社会経済情勢や県民ニーズに適合した新たな取り組みが展開されている。

(単位：法人、千円)

		29年度	30年度	元年度	2年度	増減 (R元→R2)
赤 字	赤字法人数	10	9	8	9	+1 (12.5%増)
	赤字額	△277,048	△812,000	△87,888	△112,571	+24,683 (28.1%増)
黒 字	黒字法人数	12	12	13	12	△1 (7.7%減)
	黒字額	561,188	483,771	2,487,312	238,284	△2,249,028 (90.4%減)



- (注) 1 赤字は、公益法人については当期経常増減額がマイナスを計上したもの、会社法人及び特別法人については経常損失を計上したもので把握  
 2 平成29年度までは、愛媛県住宅供給公社(平成30年3月31日に解散)を含めた22法人の合計数値を記載

## イ 財団法人の基本金（基本財産）の運用状況等

財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定及び、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の趣旨に従い、法人自らの責任において適正な基本金（基本財産）の管理運用を行うことが求められている。

このため、当委員会では、基本金（基本財産）の資金運用を適切に行うよう言及してきたところであることから、その運用状況を検証した。

### (7) 現在の運用状況

令和2年度末時点において、財団法人14法人の基本金（基本財産）の総額は約109億円で、預金による運用が約26億円（14法人）、債券による運用総額は約83億円（11法人）となっている。

債券で運用している法人については、安全・確実な国、地方公共団体、政府関係機関発行の公債等により運用している。

また、基本金（基本財産）の運用状況については、近年は著しく金利が低下し、各出資法人とも収入確保に苦慮しているところであり、特に、基本金（基本財産）の運用益を主な収入源としている法人は、基金や繰越金の取崩しでの対応が必要となり、将来の法人運営が不安定になるおそれがある。

このため、基本金（基本財産）の運用方法の改善以外にも収支構造の改善に資する取組みが必要であり、収益事業の展開や利用者負担の導入・拡大など、幅広い検討が求められる。

### (1) 基本金（基本財産）の運用関係規程に基づく適切な運用

財団法人14法人のうち、預金のみでの運用が3法人、預金及び債権での運用が11法人となっている。

基本金（基本財産）には県の出資金や出えん金など公金が含まれており、不適切な運用により棄損することがないように、引き続き、法人のしっかりとしたガバナンスと適切な情報開示の確保が必要である。

### ③ 役職員数等の見直し

令和元年度から令和2年度にかけ、役員数は3人の減員となった。

内訳としては、4法人で1人が減員となった一方で、1法人で1人が増員となった。評議員数は、1法人で1人増となった。

職員数は6人の増員となっており、内訳としては、職員5人が減員となった(公財)愛媛県スポーツ振興事業団をはじめ、7法人で計15人減員となった一方、職員8人を増員した(社福)愛媛県社会福祉事業団など、7法人で計21人増員となった。

役職員数については、引き続き、経営責任の明確化や人件費適正化等の観点から、法人の事業規模等に応じたものとなるよう適正化を図る必要がある。

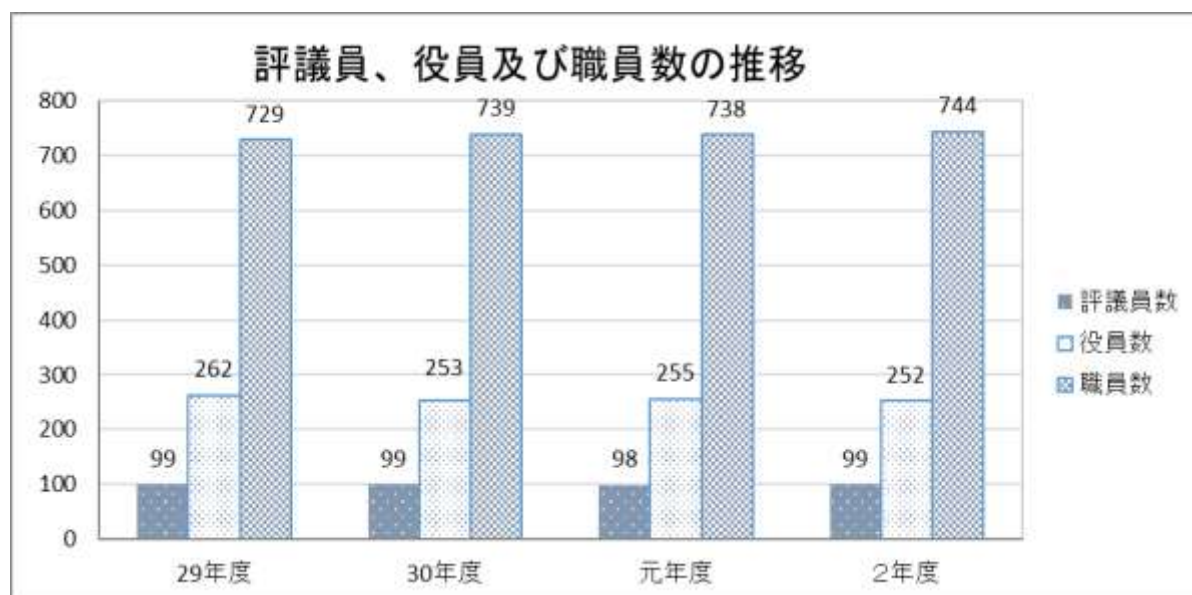
また、プロパー職員の登用や、非正規職員の正規雇用化など、自律的な組織体制の強化、多様な勤務形態の導入による職場環境の充実に取り組んだ法人もある。

引き続き、業績や現場の実態に応じた給与等水準の適正化に努めるとともに、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の改善に取り組む必要がある。

(単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	増減(R元→R2)
評議員数	99	99	98	99	+ 1 (1.0%増)
役員数	262	253	255	252	△ 3 (1.2%減)
職員数	729	739	738	744	+ 6 (0.8%増)

(単位：人)



(注) 1 役員数には監事、監査役を含む

2 役員数、職員数には、臨時、非常勤、県派遣、県兼務、県退職者等を含む

3 役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上

## (2) 県の関与の適正化

### ① 財政的な関与の見直し

令和2年度の県補助金・負担金は令和元年度と比べ、2,248,258千円減少の625,135千円と大幅な減少となっており、これは、(一財)愛媛県廃棄物処理センターにおいて、令和元年度に運営費補助金及び解体撤去事業費補助金として計2,575,869千円の補助金を受けたことの反動による減少が主な要因であるが、引き続き、県の財政負担の軽減や、出資法人の自主性・自立性の向上を図るためにも、全体として、縮減に向けて取り組む必要がある。

県委託料は、令和元年度から令和2年度にかけ、641,987千円増加の3,129,482千円となった。これは、県有施設の指定管理者となっている法人において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収に対して、行政サービスの維持・継続を図る観点から、県による委託料の補填措置がなされたためである。また、各指定管理施設において全体的に老朽化が進行しており、今後も、必要な施設改修・修繕等による委託料の増額が想定される。引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応も含め、必要となる経費については委託料として適切に見込みながらも、計画的に見直しを進めていくことが求められる。

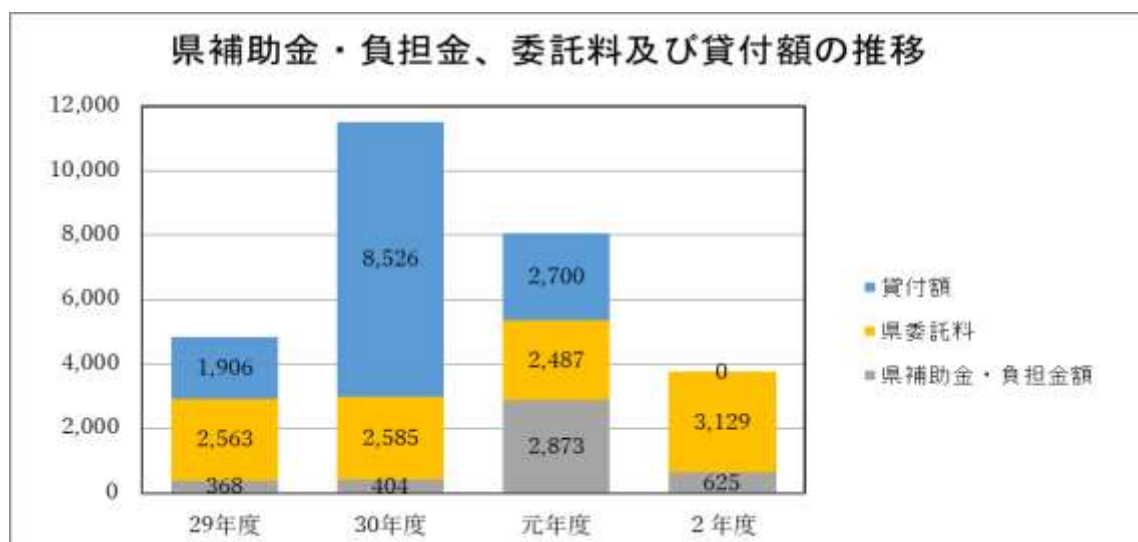
貸付額については、令和元年度には2,700,000千円であったが、(一財)愛媛県廃棄物処理センターへの貸付が解消したことにより、令和2年度には0円となった。

県の財政的関与については、今後も、事業規模に応じた適正化に努めるとともに、県以外の国・団体等の助成制度の活用などにより、県の財政負担の軽減に努める必要がある。

(単位:千円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	増減 (R元→R2)
県補助金 ・負担金額	367,852	404,085	2,873,393	625,135	△2,248,258 (78.2%減)
県委託料	2,563,296	2,584,843	2,487,495	3,129,482	+641,987 (25.8%増)
貸付額	1,906,000	8,525,500	2,700,000	0	△2,700,000 (100.0%減)
計	4,837,148	11,514,428	8,060,888	3,754,617	△4,306,271 (53.4%減)

(単位:百万円)





## ② 人的関与の見直し

令和元年度から令和2年度にかけ、県派遣職員数、県兼務役員数、県兼務職員数、県OB役員数については変動がなかった。

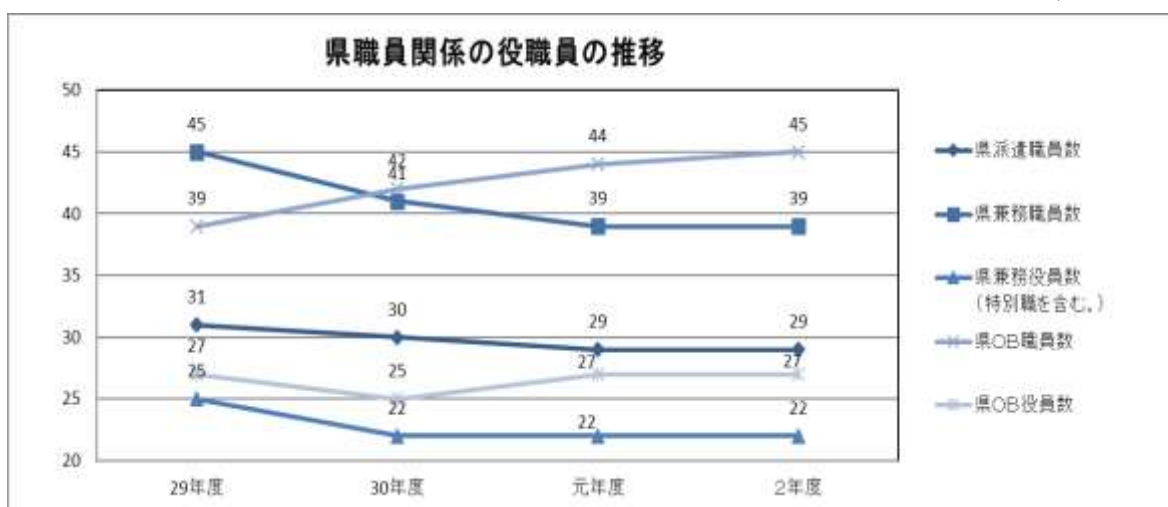
県OB職員数については、(公財)愛媛県埋蔵文化財センターで1人減員、(公財)えひめ農林漁業振興機構、(社福)愛媛県社会福祉事業団でそれぞれ1人増員した結果、全体としては1人増の45人であった。

なお、今後も県による人的関与は、出資法人からの要請等を総合的に勘案しながら、最小限に留める必要がある。

(単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	増減 (R元→R2)
県派遣職員数	31	30	29	29	±0
県兼務役員数 (特別職を含む。)	25	22	22	22	±0
県兼務職員数	45	41	39	39	±0
県OB役員数	27	25	27	27	±0
県OB職員数	39	40	44	45	+1

(単位：人)



## (3) 法人情報等の積極的な開示等

全ての出資法人でホームページを開設しているほか、広報誌やSNS、マスコミ等により、法人が果たす役割や取組みの内容等について、県民に積極的なアピールを行っている法人もある。

しかしながら、法人により公開される情報の質や量に差が生じていることから、引き続き、開示内容の充実に努めるとともに、ホームページでの情報公開・提供に当たっては、サイトマップを工夫するなど、利用者がアクセスしやすいものとなるよう見直しに取り組み、認知度の向上に向けた積極的な情報発信を行うことで、県民の理解と信頼を得られるよう努める必要がある。

また、出資法人は、公共性の高い事業を担い、その財政基盤が県民の負担の上に成り立っていることなどを踏まえ、法人情報等の公開に当たっては、より県民に分かりやすく丁寧な説明となるよう十分に配慮する必要がある。

### 3 県出資法人が抱える課題と令和4年度以降の経営評価の在り方

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収益が大きく減少し、大幅な業績悪化を余儀なくされた法人が複数あった一方で、県有施設の指定管理者となっている法人では、同感染症に伴う減収に対して、行政サービスの維持・継続を図る観点から、県による委託料の補填措置がなされた結果、多くの法人で、赤字額が抑制された。いずれの場合においても、新型コロナウイルス感染症により事業収益が減少している法人にあっては、当面は、厳しい事業環境が継続することを想定し、感染状況に応じた柔軟な運営や、さらなる経費の節減等の工夫により、収支の改善に努めつつ、アフターコロナを見据え、利用回復・拡大に向けた取り組みを進めていくことが重要となる。

また、今回のコロナ禍のような、事業環境が激変する状況においては、定例的な業務を従来通りに行うだけでなく、各出資法人の役員等が組織のビジョンと戦略をしっかりと示し、法人運営に取り組む姿勢が求められる。この点に関して、トップマネジメントを発揮するためには、役員会が適切に運営されていることが重要であるが、令和2年度の役員会について、対面開催が実施できず、書面開催のみとした法人があったので、リモート開催の導入等、コロナ禍にあっても、より適切にガバナンスを発揮できる体制の構築について検討する必要がある。また、事業の運営に即して十分な役員会の開催回数を確保するとともに、役員全員がしっかりと運営に参画するため、極力欠席等が生じないように努める必要がある。

基本財産の運用益が収入の大半を占める財団・社団法人においては、当面、低金利に伴う収入減が見込まれることから、引き続き、流動比率の改善や自主財源の確保等に向けた対策を強化し、収支構造の安定化に努めるとともに、社会情勢や経営環境の変化に合わせ、事業規模やその内容、資産管理・運用等を適切に見直し、柔軟かつ効率的な業務運営に努める必要がある。また、子会社の経営状況に係るリスク管理などの課題に直面している法人もあることから、中長期的な経営方針の検討を進めるなど、経営の健全化に取り組む必要がある。

情報発信の強化については、関係事業者等と連携した取り組みや、利用者・地域住民参加型の企画により、若者や女性の感性を取り入れるなど、より効果的な情報発信の手法も模索しながら、引き続き、法人の認知度の向上や事業の周知に努め、施設利用者等の増加や、事業実績の拡大等に繋げていくことが求められる。

なお、複雑化する行政課題の解決のため、比較的柔軟な対応が可能であるという特性を持つ出資法人には、公の施設の指定管理者としての業務以外にも、地域活性化の役割を担うことが期待されるが、未だ不十分であると考えられる。

より機動的で効率的な経営手法で、行政の補完・代行機能を果たせる体制整備に向け、当委員会として今後も助言を行っていく必要がある。